

日銀シス第11号
平成29年2月28日

日銀ネット利用先
当座預金取引先
準備預り金取引先
日銀ネット利用金融機関等^(注1)

御中

日 本 銀 行

日本銀行金融ネットワークシステム・金融機関等コード一覧等の一部改正について

今般、日本銀行金融ネットワークシステム・金融機関等コード一覧等の一部を下記のとおり改正し、改正実施日欄に掲げる日から実施することとしましたので通知します。

なお、別紙記載の改正内容に金融機関等店舗コードの変更または廃止を含む場合には、改正実施日以後、改正前金融機関等店舗コードによるデータの送信はできませんのでご注意ください。

記

コード一覧名称	改正実施日 ^(注2) ^(注3)
	平成29年3月3日
日本銀行金融ネットワークシステム・金融機関等コード一覧 (当座勘定取引および当座勘定(同時決済口)取引関係事務)	—
日本銀行金融ネットワークシステム・金融機関等コード一覧 (外国為替円決済制度関係事務)	—
日本銀行金融ネットワークシステム・金融機関等コード一覧 (国債関係および国債資金同時受渡関係事務)	別紙
日本銀行金融ネットワークシステム・金融機関等コード一覧 (振替社債等資金同時受渡関係事務) <株式会社証券保管振替機構用>	—
日本銀行当座預金、準備預り金取引先コード一覧	—
日本銀行金融ネットワークシステム・B I Cコード一覧	—

- (注1) 日銀ネット利用金融機関等には、コード一覧配付先としての株式会社証券保管振替機構および一般社団法人全国銀行協会を含みます。
- (注2) 改正実施日については、各コード一覧名称の右列に記載の別紙項番の上段の日付を改正実施日とする各別紙の内容の改正があることを示します。各コード一覧名称の右列に「一」の記載のあるものは、上段の日付を改正実施日とする改正がないことを示します。
- (注3) 各別紙の内容については、改正対象となる頁の一部を掲載し、改正箇所を表示しています。下線を付したものは、本改正による追加または変更を、取消し線を付したものは、本改正による廃止を示します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム・金融機関等コード一覧
 (国債関係および国債資金同時受渡関係事務)」中一部改正

○ 該当箇所を横線のとおり改正。

名称	金融機関等コード	B I C コード 設定	振 決 参 加 者	種 別 コード	国債 D V P 利 用 者	備 考
そ の 他 金 融 機 関	シティバンク	0401	○	○	00	○
	シティバンク (特別課税口)				21	
	<u>シティバンク (参加者分別口1)</u>				<u>71</u>	
	シティバンク (日銀源泉徴収口)				90	